

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会

日薬連・個人情報保護センターより日薬連加盟団体様へのお願い  
(中小企業サポートページ(個人情報)の開設について)

改正個人情報保護法関連 第六報

平成 29 年 5 月 30 日の改正個人情報保護法の全面施行により、中小企業をはじめとするすべての事業者が個人情報保護法の適用対象となります。これまでは保有する個人情報の数が 5,000 以下の事業者は法の適用除外とされていました。しかし、今後は改正個人情報保護法に基づき、個人情報を適切に取り扱う必要があります。

また、事業者には営利・非営利を問わず、個人情報をデータベース化して事業活動に利用していれば該当します。このため、企業だけでなく、個人事業主・NPO 法人・自治会・同窓会等も該当し得ます。

個人情報保護委員会では新たに個人情報保護法の適用を受ける事業者の方向けのわかりやすい説明資料を掲載したサポートページを開設しました。

[http://www.ppc.go.jp/personal/chusho\\_support/](http://www.ppc.go.jp/personal/chusho_support/)

全面施行日に向けて、対象事業者が施行日より適正に対応できるように、日薬連・個人情報保護センターでも逐次、情報を発信してまいりますので貴団体様におかれましては、会員企業様への周知をお願いする次第です。

お問い合わせに関する情報

個人情報保護委員会の「個人情報保護法質問ダイヤル」

電話番号 03-6457-9849

受付時間 土日祝日及び年末年始を除く 9:30~17:30

個人情報保護法等の解釈や個人情報保護制度についての一般的な質問にお答えします。

また、個人情報保護法について疑問があれば、上述の個人情報保護委員会の「よくある質問」もご覧ください。

また、日薬連・個人情報保護センターの電話番号は 03-3270-1810 です。

以上

日薬連個人情報保護センター  
事務局 高梨 宏